

放送番組編集の基準

番組の編成・制作にあたっては、(社)日本民間放送連盟における放送倫理綱領や放送基準を尊重、遵守するとともに、県域放送局とは基本的に異なり、鹿児島市域を中心とした非常に地域的な放送エリアであることを念頭に置き、県域放送では扱えないような地域情報や市民情報、災害予防、災害時放送といった市民に直接関係する番組づくりを目指し、社会的、文化的使命を果たします。

このため、聴取者と番組提供者の理解と協力のもとに、次に掲げる一般、番組別、広告の三基準を定め、すべての放送番組および広告の企画、制作実施 に当たっての基本方針基準として、これを遵守します

この基準はすべての放送番組および広告に適用される。

- (1) 分かりやすく正しい言葉と外国語の普及に努める。
- (2) 個人、団体、職業、産業に対する中傷的言辞、名誉と信用を傷つけるような内容または表現を避ける。
- (3) 人種、民族、国民、国家、国情に関する資料の取り扱いは慎重を期し、特に、客観的で権威あるものとする。
- (4) 人心に不当な動揺や不安を与えるような内容または表現を避ける。
- (5) 公の秩序や善良な風俗に反する行為、習慣を是認するような取り扱いをしない。
- (6) 政治に関する放送は、一党一派にかたよらず公平に取り扱う。
- (7) 政党放送はその旨を明らかにし、提供者名を番組の開始部と終了部で告知する。
- (8) 選挙事前運動の疑いのあるものは拒否する。特に公開放送などが選挙事前運動の疑いがあるものには利用されないように注意する。
- (9) 性に関する事柄の取り扱いについては、品位を重んじ露骨な表現を避ける。
- (10) 懸賞募集では、応募の条件、締切日、選考方法、賞の内容、結果の発表方法、期日などを明らかにする。

放送番組の編集基準については、放送法第3条の3第2項の規定に基づき、以下の方法で公開する。

- 一 当該事項を記載した書面のFMさつま事務所への備置き
- 二 当該事項を記載した内容をFMさつまホームページ上で公開